(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初 の3月31日までにある者、20歳未満で別表第1に定める程度の障 害の状態にある者又は20歳未満で別表第2に定める学校に在学して いる者をいう。
- 2 この要綱において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、当該児童が児童を監護しない父若しくは母(別表第3に定める程度の障害の状態にあるときを除く。)と生計を同じくしているとき又は父若しくは母の配偶者(別表第3に定める程度の障害の状態にあるときを除く。)に養育されているときを除く。
 - (1) 父又は母が死亡した児童
 - (2) 父母が婚姻を解消した児童
 - (3) 父又は母が別表第3に定める程度の障害の状態にある児童
 - (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
 - (5) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
 - (6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童
 - (7) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - (9) 前号に該当するかどうかが明らかでない児童
- 3 この要綱において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を主として維持する者であって、 父母及び児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第6条の3に規定する 里親以外の者をいう。
 - (1) 父母が死亡した児童
 - (2) 父母が監護しない前項各号に掲げる児童
- 4 この要綱にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出を していないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み 「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様

の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、 事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

(対象者)

- 第3条 この要綱により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、ひとり親家庭の父若しくは母及び児童又は養育者及び養育者が扶養する前条第3項に掲げる児童で、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 国民健康保険法の規定により本町が行う国民健康保険の被保険者
 - (2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本町の住民 基本台帳に記録されている者(次号において「本町に住所等を有 する者」という。)のうち、医療保険各法の規定による被保険者、 組合員若しくは組合員とみなされる者、加入者若しくは加入者と みなされる者又は被扶養者
 - (3) 本町に住所等を有する者のうち、国民健康保険法の規定により国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者
 - (4) 神奈川県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者で本町に居住している者又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第55条の規定により神奈川県後期高齢者広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者で同条の規定の適用時に本町に居住していた者(住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳に記録されていた者に限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象 としない。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第 144号)による保護を受けている者
 - (2) 児童福祉法に基づく措置により医療を受給している者
 - (3) 愛川町障害者医療費支給条例(昭和49年愛川町条例第33号)の規 定により医療費の助成を受けることができる者

(所得の制限)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するとき は、対象としない。
 - (1) 対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育者(以下「ひとり親等」という。)の前々年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で、ひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、次の各号に掲げる児童の養育者を除く父又は母にあっては別表第4、次の各号に掲げる児童の養育者にあっては別表第5に定める額以上であるとき。この

場合において、ひとり親等(父又は母に限る。)の監護する児童が父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払いを受けたときは、当該費用の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)については、当該ひとり親等が支払いを受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。

- ア 第2条第2項の第1号又は第4号に該当する児童であって、か つ、父又は母がない者
- イ 第2条第2項の第7号に該当する児童であって、かつ、父又は 母がない者
- ウ 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- エ 第2条第2項の第8号に該当する児童であって、母が死亡した 者又は母の生死が明らかでないもの
- オ 第2条第2項の第9号に該当する児童
- (2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法 (明治29年法律第89号) 第 877条第1項に定める扶養義務者でその ひとり親等と生計を同じくする者の前々年の所得がその者の扶養親 族等の有無及び数に応じて、別表第6に定める額以上であるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは 扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑 宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、 漁業権、その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険 金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおお むね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受け た月から翌年の12月31日までは、前々年における当該被害者の所得に 関しては前項の規定を適用しないものとする。
- 3 第1項に規定する所得の範囲は、前々年の所得のうち、地方税法(昭和25年法律第 226号)第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第31条に規定する母子家庭自立支援給付金及び31条の10に規定する父子家庭自立支援給付金(次項において「母子家庭自立支援給付金等」という。)に係るものを除く。)及びひとり親等(父又は母に限る。)がその監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。第4項

において同じ。)に係る所得とする。

- 4 第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額(母子家庭自立支援給金等に係るものを除く。)退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額並びにひとり親等(父又は母に限る。)がその監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)の合計額から8万円を控除した金額とする。
- 5 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規 定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。
 - (1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、 第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者について は、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額 又は配偶者特別控除額に相当する額
 - (2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に 規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害 者1人につき、27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者で ある場合には、40万円)
 - (3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に 規定する控除を受けた者(父及び母を除く。)については、27万 円(当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合に は、35万円)
 - (4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に 規定する控除を受けた者については、27万円
 - (5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規 定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額
 - (6) 前々年分の所得税につき、租税特別措置法の一部を改正する法律 (平成7年法律第55号) 附則第12条第1項の規定によりなおその効 力を有するとされる同法による改正前の租税特別措置法(昭和32年 法律第26号)第24条に規定する免除を受けた者については、当該免 除に係る所得の額

(医療証の交付申請)

第5条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属す

る対象者について、愛川町長(以下「町長」という。) に申請し、資格 を証する福祉医療証(第1号様式。以下「医療証」という。) の交付 を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請には、ひとり親家庭等医療費助成事業医療証 交付申請書(現況届) (第2号様式) に次の各号に掲げる書類を添え て行わなければならない。
 - (1) 医療保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類
 - (2) ひとり親家庭等認定調書(第3号様式)
 - (3) 世帯の状況を証する書類
 - (4) 世帯全員の住民票記載事項に関する証明書
 - (5) ひとり親等及び扶養義務者等の前々年の所得の状況を証する書類
- 3 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和36年法律第 238号) による児童扶養手当の支給を受けている者(以下「児童扶養手当受給者」 という。)が、児童扶養手当証書を提示するときは、前項第 2 号から第 5 号までの書類の添付を省略することができる。
- 4 町長は、第1項の規定により申請があった場合において、第3条に 規定する対象者として決定したときは、医療証を交付し、また、同条 に規定する対象者でないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費助 成事業医療証交付申請却下決定通知書(第4号様式)により通知する。 (医療証の有効期限)
- 第6条 医療証の有効期限は、毎年12月31日までとし、1月1日に更新 する。

(医療証の返還)

第7条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を町長 に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

- 第8条 対象者は、医療証を破いたり、汚し、又は失ったときは、ひとり親家庭等医療費助成事業医療証再交付申請書(第5号様式)により町長に医療証の再交付を申請することができる。
- 2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その医療証を添 えなければならない。
- 3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発 見したときは、速やかに発見した医療証を町長に返還しなければなら ない。

(医療費の助成)

第9条 町長は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定に より医療の給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要 する費用の額の算定方法によって算定された額又は当該法令の規定に 基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、 その算定方法によって算定された額を超える額は除く。)のうち、当 該法令の規定によって対象者及び対象者に係る医療保険各法による世 帯主若しくは被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を助成 する。

2 前項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

(助成の方法)

- 第10条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者 (以下「病院等」という。)に、医療証の交付を受けた対象者が、医 療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当てを受けた場合に、助成 する額を当該病院等に支払うことによって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、 ひとり親等に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。
 - (1) 医療保険各法により対象者に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。
 - (2) 前号に定める場合のほか、町長が特別に必要があると認めたとき。
- 3 前項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親 等は、医療を受けた日から1年以内にひとり親家庭等医療費助成事業医 療助成費支給申請書(第6号様式)により町長に申請しなければならな い。
- 4 前項の申請には、第2項の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、町が国民健康保険法による保険者として対象者に係る療養費を支給する場合における申請についてはこの限りでない。

(届出義務)

- 第11条 ひとり親等は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、ひとり 親家庭等医療費助成事業申請事項変更(消減)届(第7号様式)に医 療証を添えて、速やかに町長に届け出なければならない。
 - (1) 医療証に記載された対象者の氏名、住所が変更したとき。
 - (2) 医療保険各法の保険の種類若しくは保険証の記載事項に変更があったとき。
 - (3) 医療証に記載された対象者のうち一部の者が第3条に規定する対象者としての要件を欠いたとき。
 - (4) 新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき。
- 2 ひとり親等は、その家庭に属する対象者の現況について、ひとり親 等医療費助成事業医療証交付申請書(現況届)にひとり親等及び扶養

義務者等の前年の所得を証する書類を添えて、毎年11月末日までに現 況届を町長に提出しなければならない。ただし、児童扶養手当法によ る児童扶養手当受給者が継続して受給資格を有するときは、届出を省 略することができる。

(受給資格者消滅の通知)

第12条 町長は、対象者が第3条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めたときは、ひとり親家庭等医療費助成事業受給資格消滅通知書(第8号様式)により、当該対象であった者に通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 この要綱による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第14条 町長は、偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(添付書類の省略)

第15条 町長は、この要綱により申請書又は変更若しくは現況届に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(損害賠償との調整)

第16条 町長は、第三者の行為による対象者の傷病に対して医療費を支給した場合において、対象者が該当第三者から同一の理由につき損害賠償を受けたときに、その価額の限度において対象者からすでに支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(文書の様式)

第17条 この要綱の規定により使用する書類は、別紙7のとおりとし、その様式は別に定める。

附則

この要綱は、平成4年2月1日から施行する。ただし、第9条、第10条、第13条及び第14条の規定は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年10月3日から施行する。ただし、別表第4から別表第6までの規定については、平成8年1月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成9年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年10月14日から施行する。ただし、別表第4から別表第6までの規定については、平成10年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年8月1日から施行する。ただし、別表第4から別表第6までの規定については、平成11年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱第5条第1項の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる申請及び更新について適用し、施行日前に行われた申請で施行日においてその処理がされていないものについては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第5項の規定については、平成18年6月30日以 前に医療を受けた者は、なお従前の例による。
- 3 改正後の第3条第2項の規定については、平成18年9月30日以前に医療を受けた者は、なお従前の例による。

附則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 改正後の愛川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の規定は、 この要綱の施行の日以後に医療に関する給付が行われたものについて 適用し、施行の日前に医療に関する給付が行われたものについては、 なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成25年10月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年1月3日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

- 1 両眼の視力の和が 0.08以下のもの
- 2 両耳の聴カレベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢の親指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢の親指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 一上肢のすべての指を欠くもの
- 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢のすべての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの1
- 7 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2 (第2条関係)

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校及び 中等教育学校の後期課程(同法第58条第1項に規定する専攻科及び別科 を除く。)
- 2 学校教育法第1条に規定する高等専門学校(第4学年以上の者を除 く。)
- 3 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部
- 4 学校教育法第125条第1項に規定する専修学校の高等課程
- 5 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校のうち外国人学校高 等部

別表第3 (第2条関係)

- 1 両眼の視力の和が 0.04以下のもの
- 2 両耳の聴カレベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることが できない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの
 - (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

扶養親族等又は児童の数	金	額
0人	1, 920,	, 000円
		0円に、当該扶養親族き380,000円を
1人以上	又は老人扶養親族がる	る老人控除対象配偶者 あるときは、当該老人 老人扶養親族1人につ
		を、同法に規定する特 対象扶養親族(19歳未
	養親族又は控除対象扶	るときは、当該特定扶 養親族(19歳未満の)き150,000円を
	その額に加算した額)	

(備考) 上表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金	額
0 人	2, 360	,000円
1 人	2, 740	,000円
2人以上	児童のうち1人を除 童1人につき380 額 (所得税法に規定 るときは、その額に につき(当該老人扶 族等がないときは、	0円に扶養親族等又はいた扶養親族等又はいた扶養親族等又は児ののの円を加算したとする老人扶養親族1人ま養親族1人はかに扶養親族2人扶養親族2人扶養親族2人扶養親族2人扶養親族2人扶養親族2人扶養親族2人大養親族1人につきりは、1年1年1月1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日

(備考) 上表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等の数	金	額
0 人	2, 360	,000円
1 人	2, 740	,000円
	2,740,00 ち1人を除いた扶養	0円に扶養親族等のう 親族等1人につき
	380,000円を	
2 人	(所得税法に規定	する老人扶養親族があ
以上	るときは、その額に	当該老人扶養親族1人
	につき(当該老人扶	養親族のほかに扶養親
	族等がないときは、	当該老人扶養親族のう
	 ち1人を除いた老人	扶養親族1人につき)
	60,000円を加	算した額)

(備考) 上表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

別表第7 (第17条関係)

様式番号	様式の種類	関係条文
第1号様式	●福祉医療証	第5条関係・
		第11条関係
第2号様式	ひとり親家庭等医療費助成事業	第5条関係・
	医療証交付申請書 (現況届)	第11条関係
第3号様式	ひとり親家庭等認定証書	第5条関係
第4号様式	ひとり親家庭等医療費助成事業	公 「 久
	医療証交付申請却下決定通知書	第5条関係
第5号様式	ひとり親家庭等医療費助成事業	公 0夕即 <i>区</i>
	医療証再交付申請書	第8条関係
第6号様式	ひとり親家庭等医療費助成事業	# 1 0 A BB #
	医療助成費支給申請書	第10条関係
第7号様式	ひとり親家庭等医療費助成事業	the safe All He
	申請事項変更(消滅)届	第11条関係
	ひとり親家庭等医療費助成事業	
第8号様式	医療助成費支給受給資格消滅通	第12条関係
	知書	